

PONO KIDS

# 感染症及びまん延防止のため の指針

## 第1条 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

- 指定障害児通所施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。このような前提にたちWAYFINDING株式会社が運営するPONO KIDS(以下「事業所」)においては、感染症の発生、また、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用児童ならびに社員の安全確保を図る。

## 第2条 感染対策のための委員会に関する基本方針

### 1 感染対策委員会の設置

- (1) 感染症及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 委員会の目的

- (1) 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- (2) 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
- (3) 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- (4) 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

### 3 委員会の構成員とその役割

- (1) 委員会の委員長は、管理者とする。
- (2) 専任の感染対応策担当は、児童発達支援管理責任者とする。
- (3) 委員会の構成員は、管理者および児童発達支援管理責任者とし、必要に応じて社員及び専門家に参画を依頼する。
- (4) 必要に応じて、保健所等に助言を仰ぐ。

### 4 感染対応策委員会の開催

- (1) 委員会は委員長が招集し、概ね3ヶ月間に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催する。結果については社員等に周知する。

## 第3条 感染対策のための社員に対する研修に関する基本方針

- 全ての社員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修を実施する。

## 第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行う。
- 感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- 発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については、感染対策委員会で報告する。

## 第5条 感染発生時の対応に関する基本方針

- 障害福祉サービス施設・事業所社員のための感染対策マニュアル(通所系マニュアル)に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。
- 疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施する。
- 報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

#### 4 特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応する。

##### (1) 平常時の対策

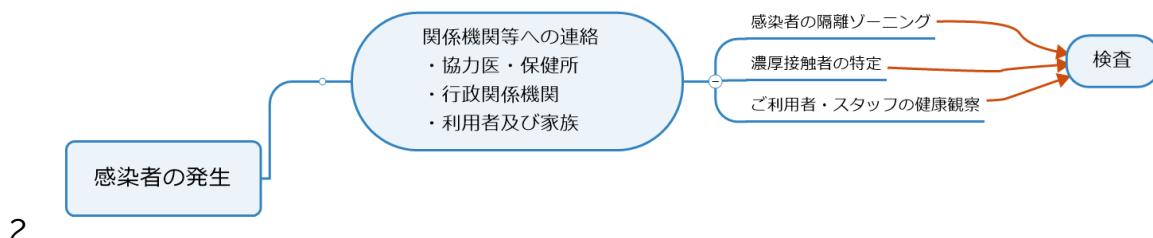
- i 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理)
  - ア) 施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の維持に努める。
- ii 支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)
  - ア) 支援の場面では、社員の検温・手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。
  - イ) 血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
  - ウ) ご利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、ご利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- iii 手洗いの基本
- iv 消毒液の適正な使用

##### (2) 発生時の対応

- i 万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図る。
  - ア) 発生状況の把握
  - イ) 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。
- ii 感染拡大の防止
  - ア) 社員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応する。
- iii 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携
  - ア) 感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関(協力機関、保健所)に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。
  - イ) 関係者への連絡 関係先との情報共有や連携について対策を講じる。
  - ウ) 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する。
  - エ) ご利用者ご家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する。
  - オ) 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する。

#### 第6条 連絡体制

##### 1 委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。



2

#### 第7条 その他感染対策の推進のために必要な基本方針

1 当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行う。

#### 第8条 指針の閲覧について

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は、ご利用者及びご家族等が確認できるように当法人のホームページに公表する。

#### 第9条 附則

1 この指針は、2022年2月1日より施行する。